

第1回 足立区パラスポーツ推進協議会 次第

令和6年3月14日(木)
午後3時～5時
庁舎ホール

- 1 委嘱状交付
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選任
- 4 諮問
- 5 アドバイザー紹介
- 6 パラスポーツアクションプランの策定の考え方について
 - (1) 足立区内の障がい者のスポーツに関するアンケート結果について
 - (2) パラスポーツアクションプランのイメージについて
- 7 足立区パラスポーツ推進協議会の今後の運営について
- 8 パラスポーツ推進に係るご意見
- 9 その他

【配付資料】

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 足立区パラスポーツ推進協議会委員名簿 |
| 資料2 | 足立区運動・スポーツ推進計画とパラスポーツアクションプランの位置づけ |
| 資料3 | 足立区内の障がい者のスポーツに関するアンケート結果及びそこから見えてきた推進の方向性について |
| 資料4 | パラスポーツアクションプランイメージ案 |
| 資料5 | 全体スケジュール(案) |
| 資料6 | 足立区パラスポーツ推進協議会条例 |
| 資料7 | 足立区パラスポーツ推進協議会条例施行規則 |
| 資料8 | 足立区内の障害者手帳所持者状況 |
| 資料9 | 足立区運動・スポーツ推進計画 改訂版 |

令和6年3月14日(木)
午後3時から5時まで
足立区役所 庁舎ホール

第1回 足立区パラスポーツ推進協議会

リタ・

ファン・ドリエル氏 藤後 悦子委員 加藤 仁志委員
安岡 由恵委員 金子原 秀三委員

○	④	②	①	⑦
---	---	---	---	---

○	スポーツ振興課長 橋本 忠幸	飯ヶ谷 美恵委員	⑤
---	-------------------	----------	---

⑬	中島 進委員	鶴沢 勝委員	⑥
⑭	中村 一昭委員	蔵津 あけみ委員	⑧

⑮	中山小夜子委員	桑原 芳枝委員	⑨
⑯	羽住 敏久委員	小金井 寛委員	⑩

⑰	原 則子委員	佐藤 奈緒委員	⑫
		鈴木 常義委員	⑬

⑱	堀江 浩子委員	照井 智幸委員	⑭
⑲	森澤 美穂委員	戸部 明男委員	⑮

⑳	㉔	㉕	㉖
馬場 優子委員	依田 保委員	中村 明慶委員	

足立区パラスポーツ推進協議会 委員名簿

資料 1

	区分	氏名	所属・役職
1	学識委員	盆子原 秀 三	了徳寺大学 教授
2		藤 後 悦 子	東京未来大学 教授
3		植・松 隼 人	サインフットボールしながわ スクール代表
4		安 岡 由 恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会 国際部次長
5	関係団体 (氏名 五十音順)	飯ヶ谷 美 恵	総合型地域クラブ興本倶楽部 クラブマネジャー
6		鵜 沢 勝	ADISC 代表
7		加 藤 仁 志	足立区ろう者協会 会長
8		蔵 津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
9		桑 原 芳 枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
10		小金井 寛	総合型地域クラブKITクラブ21 会長
11		齋 藤 安 江	NPO法人つばさの会 理事長
12		佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
13		鈴 木 常 義	東京都立足立特別支援学校 校長
14		照 井 智 幸	社会福祉法人あいのわ福祉会神明障がい福祉施設 総合施設長
15		戸 部 明 男	足立区視力障害者福祉協会 会長
16		中 島 進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
17		中 村 一 昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
18		中 山 小夜子	公益財団法人足立区スポーツ協会 副会長
19		西 方 雅 良	総合型地域クラブNACKクラブ クラブマネジャー
20		羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会 会長
21		原 則 子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ(サウンドテーブルテニス)部長
22		堀 江 浩 子	東京都立花畑学園 校長
23		森 澤 美 穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
24	区職員	依 田 保	地域のちから推進部長
25		中 村 明 慶	福祉部長
26		馬 場 優 子	衛生部長

足立区運動・スポーツ推進計画と パラスポーツアクションプランの位置づけ

足立区運動・スポーツ推進計画【分野計画】

(区の運動・スポーツ全般に関する推進計画)

《令和2～8年度》

運動・スポーツの推進

イベント

- _____
- _____
- 障がい者向け運動教室

人材育成

- _____
- _____
- パラスポーツ指導員講習

その他の取組み

- _____
- _____
- 地域スポーツミーティング

パラスポーツ関連 事業

パラスポーツアクションプラン 【行動計画】

(区がパラスポーツを推進するための
具体的な行動計画)

《令和7～8年度(令和7年度策定)》

以下の取り組みを体系化し、目標達成に向けた具体的なプランを立てる

- 1 既存事業
(運動・スポーツ推進計画からパラスポーツ推進事業を取り出し)
- 2 新規推進事業
- 3 地域での取組み

会議体

足立区パラスポーツ推進協議会

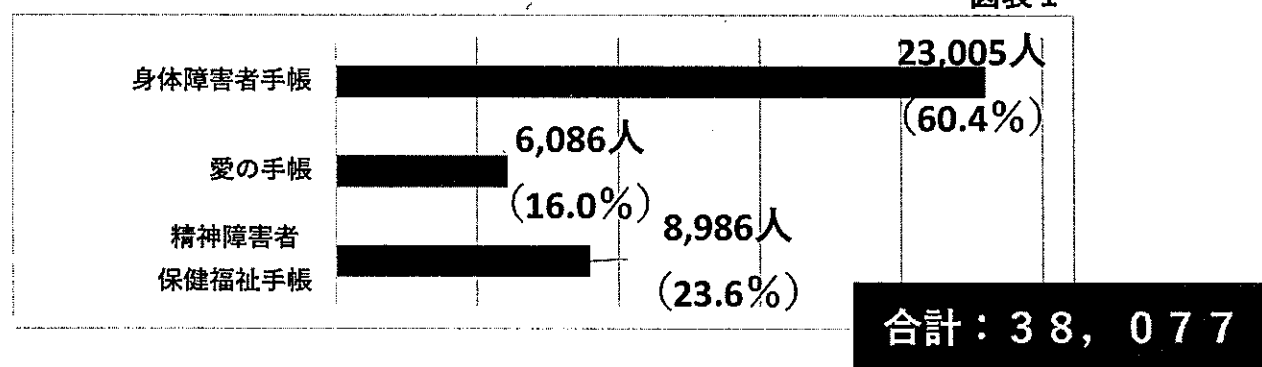
- 1 アクションプランの策定
- 2 アクションプランの取り組みを区とともに実践する
- 3 今後のパラスポーツの普及に向けた具体策の検討・実践

策定・実践・進捗管理

足立区内の障がい者のスポーツに関するアンケート結果 及びそこから見えてきた推進の方向性について

1 区内障害者手帳所持者数（令和5年4月時点）

図表 1

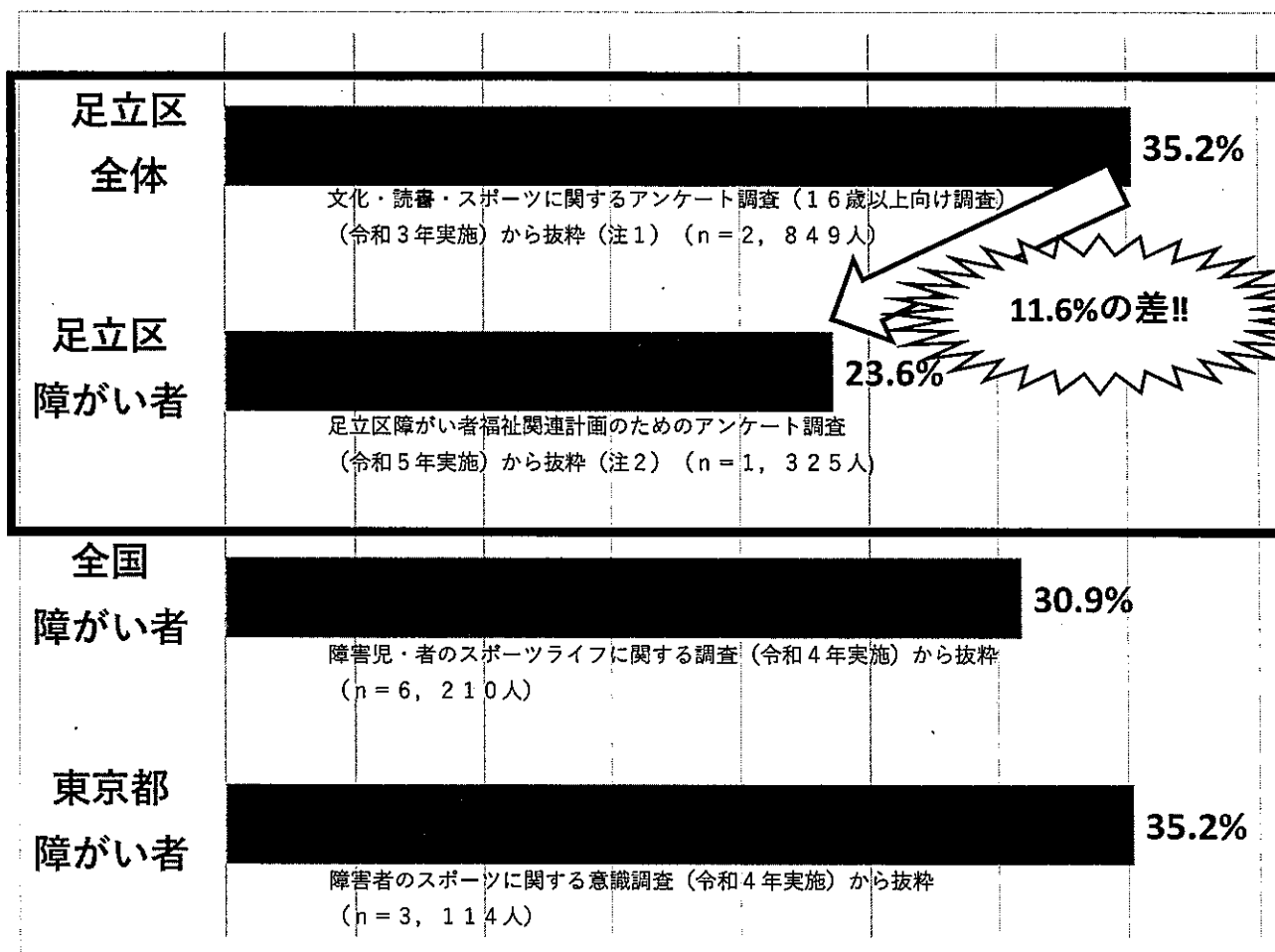


2 スポーツに関する現状と課題

(1) 週1回以上スポーツや運動をしている方の割合 (学校の授業は除く)

ア アンケート結果

図表 2



(注1) 区内の16歳以上の一般区民8,000人にアンケート調査配付。回答数2,849人。回収率36.6%

(注2) 区内の障がい児者3,000人にアンケート調査配布。回答数1,325人。回収率44.2%

イ アンケート結果からみえる課題

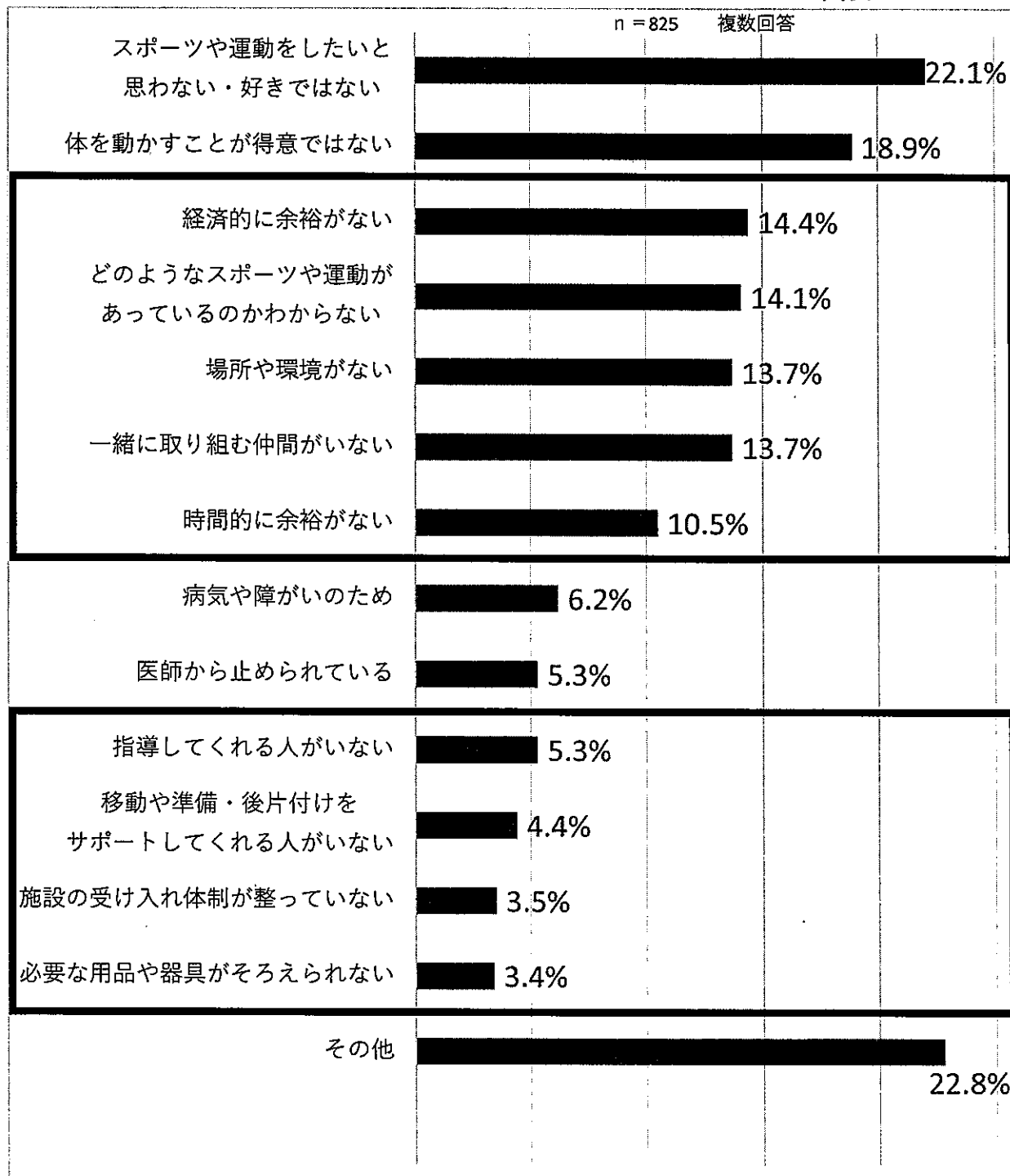
- (ア) 週1回以上スポーツや運動をしている方の割合が、障がい者向けのアンケートでは11.6%も低い。(図表2から)
- (イ) 全国や東京都の障がい者向けのアンケートと比較しても、足立区の障がい者がスポーツや運動をしている割合が低い。(図表2から)

(2) 障がい者がスポーツや運動をしない理由

資料 3-3

ア アンケート結果

足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査（令和 5 年 1 月実施）から抜粋 図表 3



イ アンケート結果からみえる課題

(ア) 運動・スポーツをしたくても、何かしらの社会的障壁により運動・スポーツを行うことができていない方が多い。（図表 3 から）

3 パラスポーツ推進の方向性

- (1) 運動・スポーツの楽しさに気づく契機となる「機会」を創出する
- (2) 運動・スポーツを始めたり、継続する「場」を創出していく
- (3) 障がい者が運動・スポーツを楽しむための支援制度を充実させる
- (4) スポーツを通じた障がい者理解を促進する
- (5) 着実に推進させるための体制を構築する

4 これまでの区の主な取組み

- (1) オランダ連携プロジェクト (H29年から)



オランダ連携プロジェクトを契機として

- (2) 地域スポーツミーティング (H30年から)

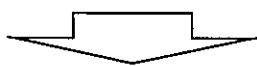
地域の運動・スポーツをささえる団体を中心に、運動・スポーツに関する課題解決に向けて話し合う場です。オランダ連携事業では、障がい福祉サービス事業所や障がい者のスポーツ団体が加わり、障がい者へのスポーツの普及やスポーツを通じた障がい者理解の推進について考える場となりました。今後も多様な主体の参加を促し、互いに情報交換・交流することで、連携を深められる機会を創出していきます。

- (3) あだちスポーツコンシェルジュ (R2年から)

障がいや疾病等により運動・スポーツ活動に支援を必要とする区民が、気軽に運動・スポーツに取り組むことができるよう支援を行う相談窓口を設置しました。相談支援のみならず、関係機関との連絡調整や障がい者への普及啓発に取り組んでいます。

- (4) スペシャルクライフコート (R2年から)

障がいのある方や子どもたちを中心に誰もが一緒に運動・スポーツを楽しめる多目的広場を創設しました。パラスポーツ体験会や運動教室、認定団体による団体利用以外は、個人利用として開放しています。貸出物品も無料で貸し出し、より多くの方にご利用いただけるよう利用推進を図ります。



地域スポーツミーティングでの意見を参考に事業を開始

- (5) 障がい者スポーツ活動助成金 (R5年から)

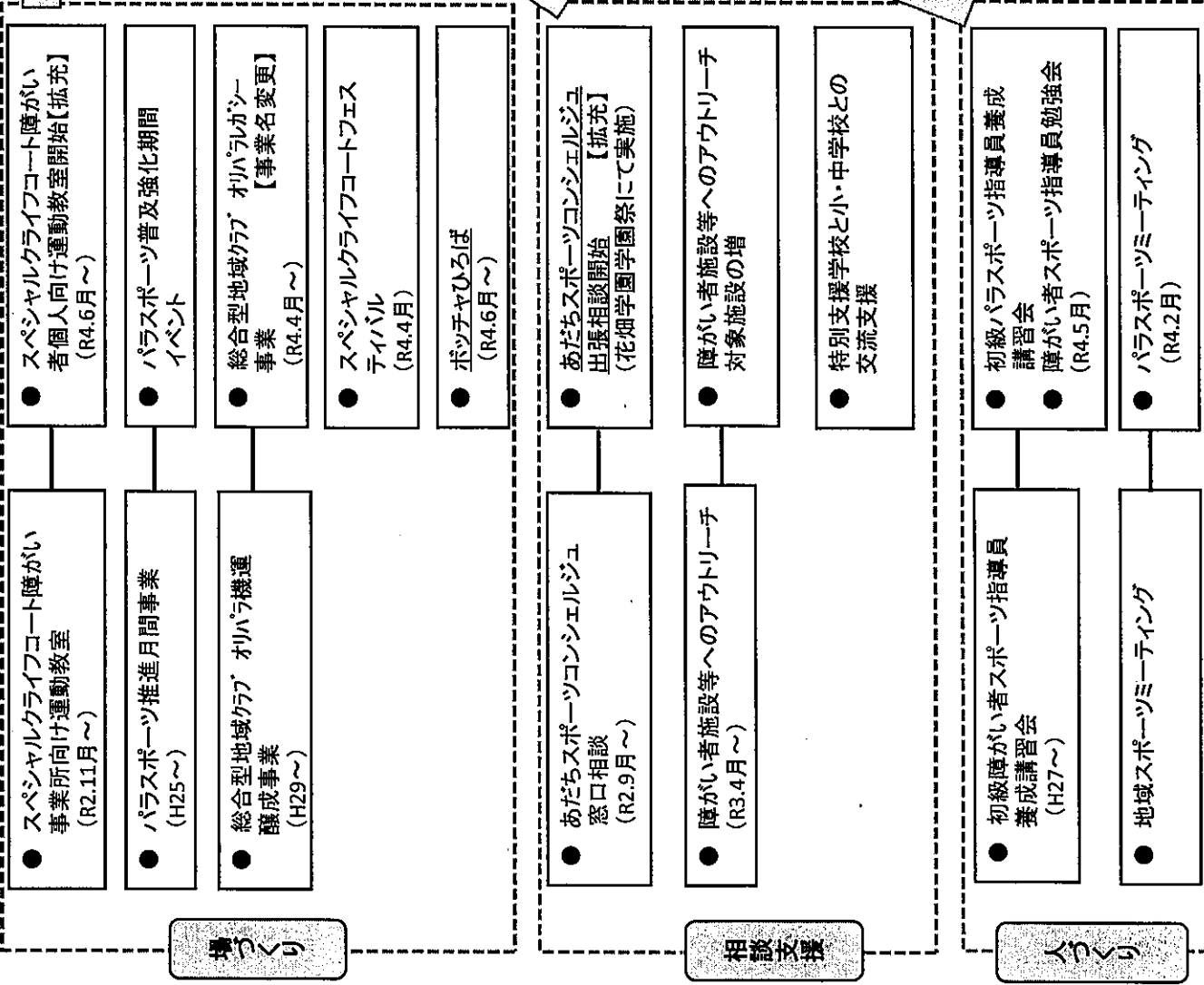
障がいのある区民の方個人を対象に、運動・スポーツの機会の拡大・スポーツ活動の継続化を目的として、スポーツ用品の購入代金やサークル等へ所属するために支払う会費、活動場所への移動にかかる交通費など、運動・スポーツ活動にあたり生じる経費の一部を助成する制度を整備しました。

- (6) 学校訪問型パラスポーツ体験教室 (R5年から)

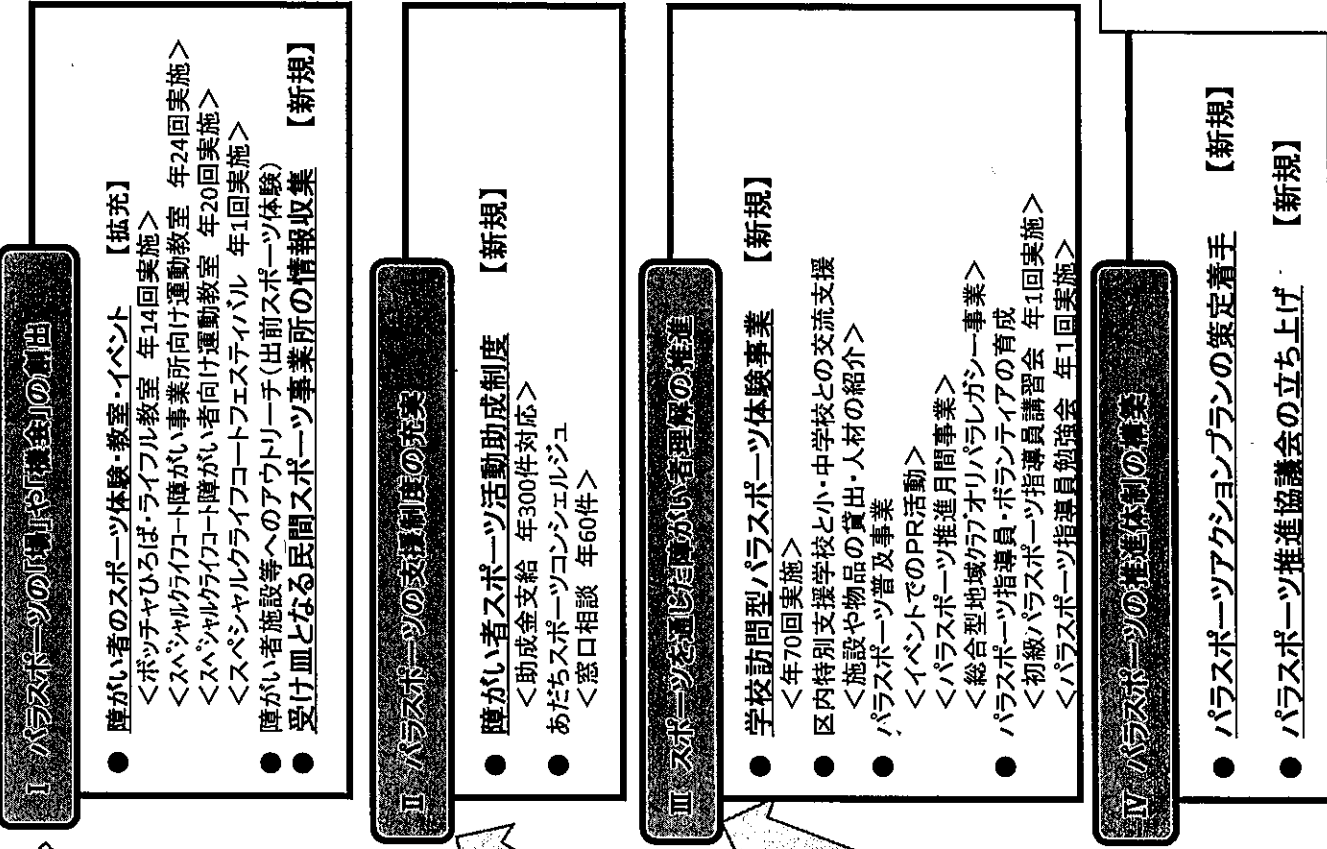
区内全小学校で、パラスポーツの体験授業を行いました。競技ルールを覚える授業ではなく、「パラスポーツに取り組む障がい者の立場」と「障がい者を支える立場」になって、パラスポーツに親しみながら障がいのある方のサポート方法を学ぶことで、児童が将来の共生社会実現のための担い手となっていくことを目指します。

障がい者のスポーツ推進 これまでと現在の取り組み

昨年度まで



令和5年度





足立区パラスポーツアクションプラン イメージ案

足立区 地域のちから推進部
生涯学習支援室 スポーツ振興課

パラスポーツアクションプラン目次（案）

第1章 アクションプランの考え方

- 1 関係法令
- 2 アクションプランの位置づけと計画期間
- 3 本アクションプランにおけるパラスポーツ、運動・スポーツの定義
- 4 アクションプランの目指す将来の姿 **【協議会 協議事項】**
- 5 アクションプラン推進のための体制

第2章 課題と方向性

- 1 課題と要因
- 2 これまでの主な取組み
- 3 パラスポーツ推進における具体的な目標 **【協議会 協議事項】**

第3章 施策展開

- 1 施策体系
- 2 重点項目 **【協議会 協議事項】**
- 3 施策と事業 **【協議会 協議事項】**

第4章 資料編

- 1 関連する国の動向
- 2 区のスポーツ施設
- 3 アクションプラン策定の経緯
- 4 アクションプラン策定に向けての調査事項
- 5 用語解説

第1章 アクションプランの考え方

1 関係法令

(1) スポーツ基本法

(前文抜粋)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条第5項 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(2) 障害者基本法

(地域社会における共生等) 抜粋

第三条 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、～社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

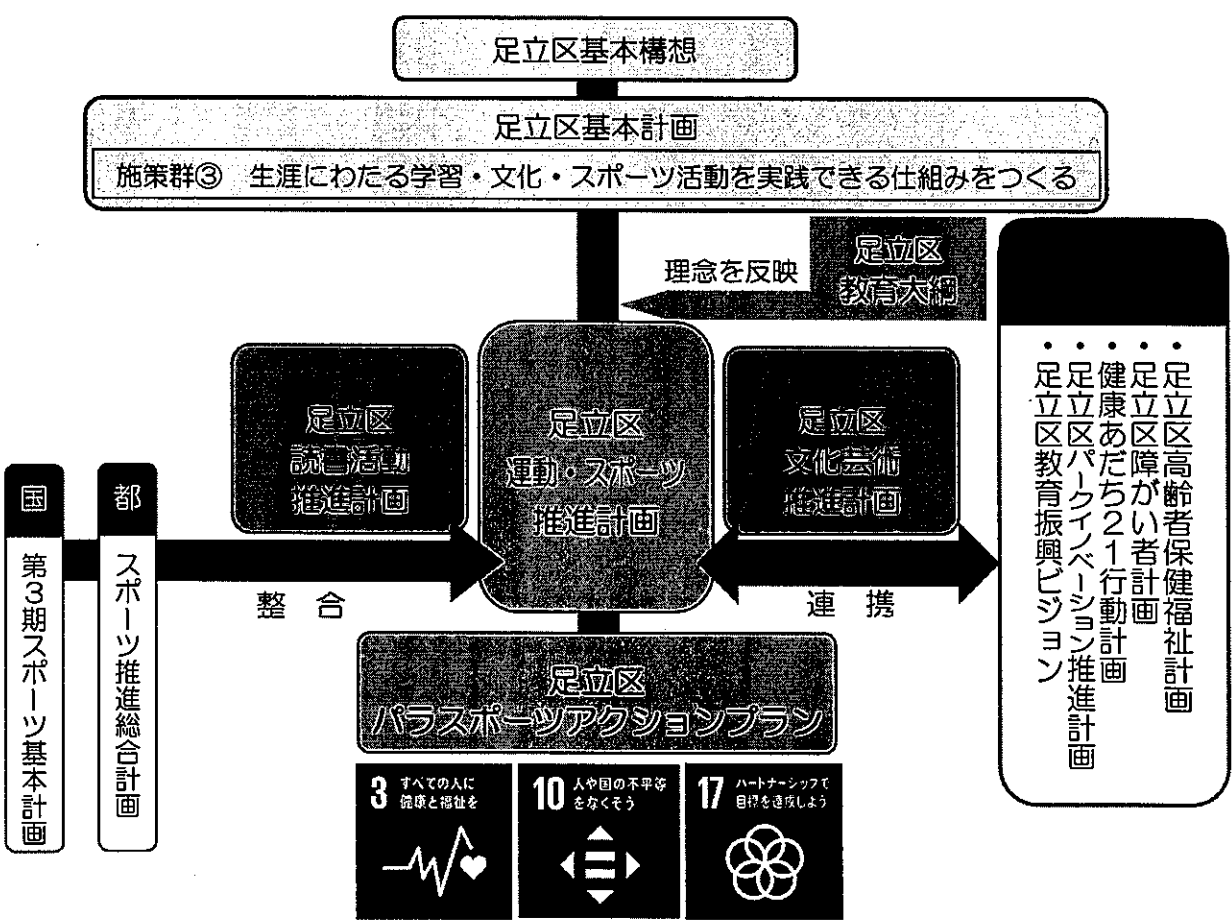
第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

2 アクションプランの位置づけと計画期間

(1) アクションプランの位置づけ

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的な取り組みを行っていきます。

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、「足立区基本計画」に示したSDGs 17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の達成に寄与していきます。



(2) 計画期間

本アクションプランでは令和7年度から令和8年度の2年間を計画期間として、障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。

	5	6	7	8	9
足立区基本構想 ※30年後を見据えて策定					
足立区基本計画					
足立区文化芸術推進計画					
足立区読書活動推進計画					
足立区運動・スポーツ推進計画					
足立区パラスポーツアクションプラン					

3 本アクションプランにおけるパラスポーツ、運動・スポーツの定義

(1) パラスポーツの定義

ア 一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ

イ 障がいのある人のために考案されたスポーツ

ウ 障がいの有無に関わらず共に楽しめるスポーツ

(出典:公益財団法人日本パラスポーツ協会「2030年ビジョン」概要)

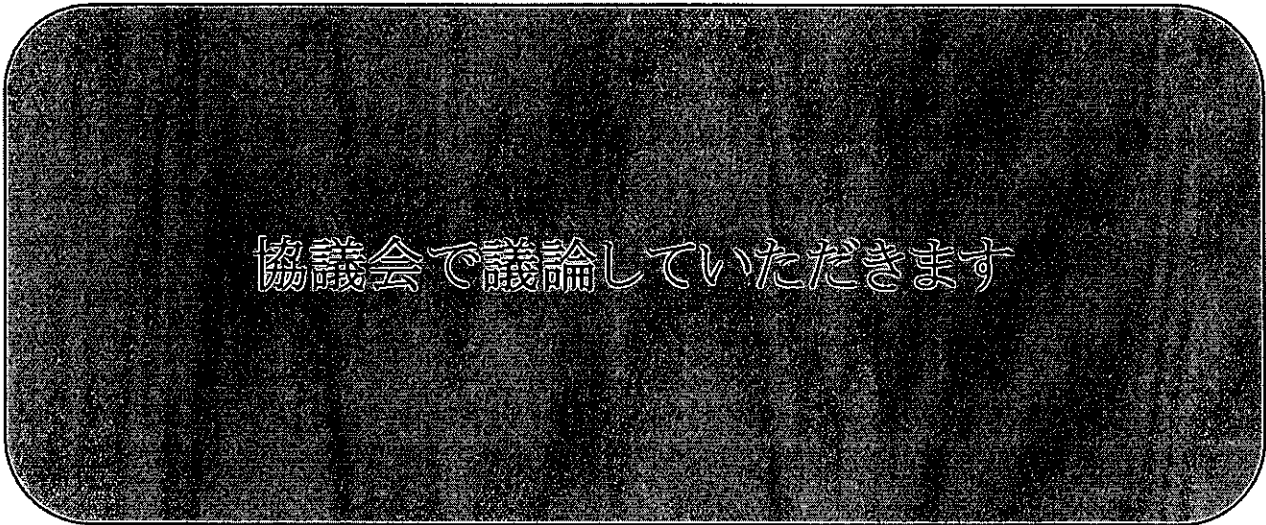
足立区も、当アクションプランにおいては上記の定義により、パラスポーツを捉えることとします。

(2) 運動・スポーツの定義

【参考】

競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。(出典:文部科学省 第3期スポーツ基本計画)

4 アクションプランの目指す将来の姿【協議会 協議事項】



5 アクションプラン推進のための体制

(1) アクションプランの推進主体と役割

アクションプランの推進にあたっては、障がい特性ごとの運動・スポーツとのかかわりを踏まえつつ、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。各主体の役割の考え方は以下のとおりです。

パラスポーツ推進協議会



区



区民

各主体に求める役割を記載します

公益財団法人足立区スポーツ協会

各主体に求める役割を記載します

スポーツ推進委員

各主体に求める役割を記載します

総合型地域クラブ

各主体に求める役割を記載します

学校

各主体に求める役割を記載します

民間団体・福祉事業者等

各主体に求める役割を記載します

第2章 課題と方向性

1 課題と要因

(1) 課題 (週1回以上運動・スポーツを行っている方の割合)

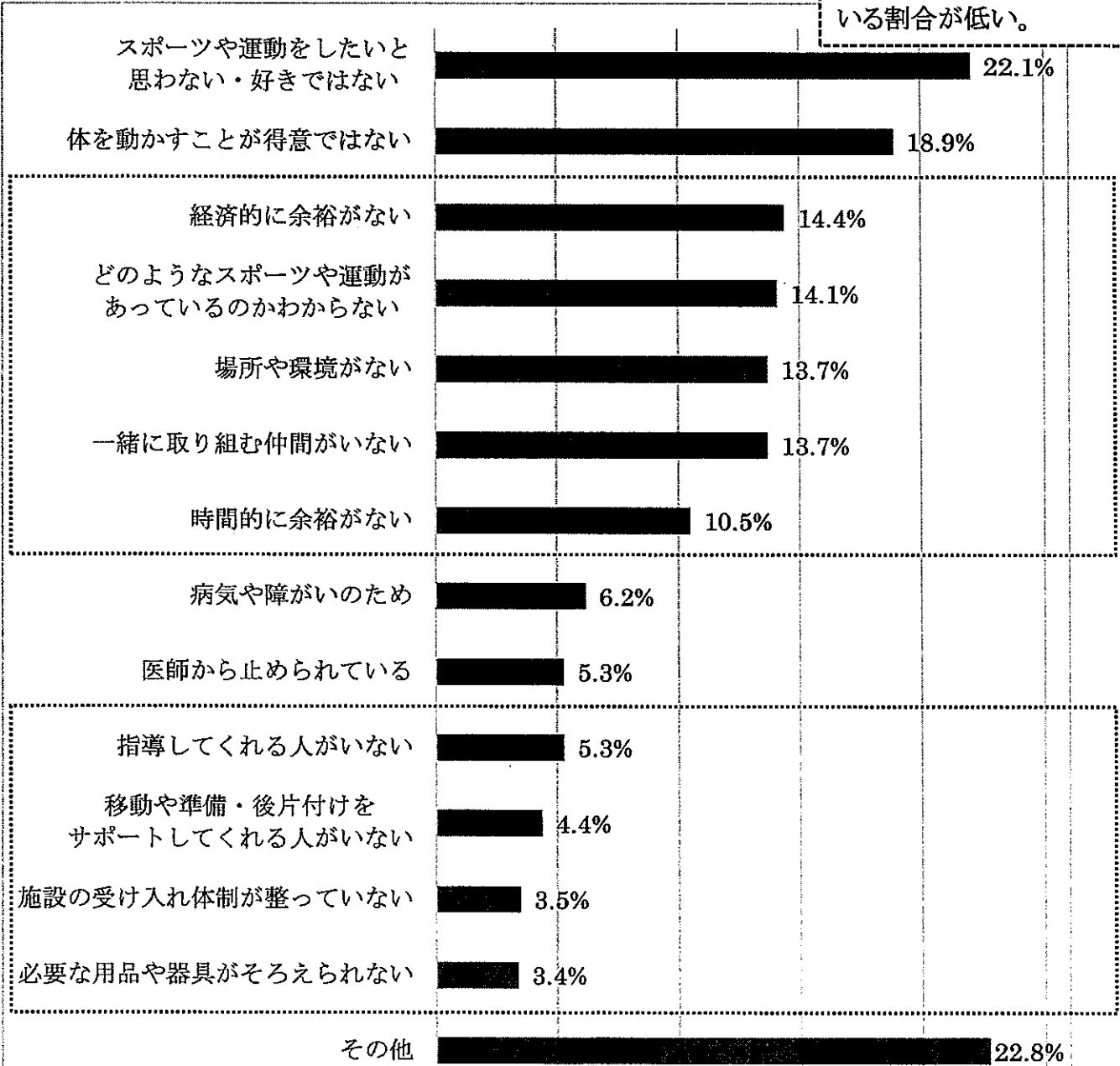
足立区 全体	足立区 障がい者	全国 障がい者	東京都 障がい者
35.2%	23.6%	30.9%	35.2%

11.6%の差

(2) 要因 (現在、運動・スポーツを行っていない理由)

「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査 (令和5年1月実施)」
から抜粋 (資料●参照)

週1回以上スポーツや運動をしている方の割合が、障がい者向けのアンケートでは11.6%も低い。また、全国や東京都の障がい者向けのアンケートと比較しても、足立区の障がい者がスポーツや運動をしている割合が低い。



運動・スポーツに関心があっても、何かしらの社会的障壁により運動・スポーツを行うことができていない方が多い。

2 これまでの主な取り組み

(1) パラスポーツの「場」や「機会」の創出

障がい者向け運動教室

ボッチャひろば

障がい者ライフフル教室

スペシャルライフコートフェスティバル

受け皿となる民間スポーツ事業所の情報収集

障がい者施設等へのアウトリーチ

(2) パラスポーツの支援制度の充実

あだちスポーツコンシェルジュ

障がい者スポーツ活動助成制度

(3) スポーツを通じた障がい者理解の推進

学校訪問型パラスポーツ体験事業

初級パラスポーツ指導員養成講習会

(4) パラスポーツの推進体制の構築

パラスポーツ推進協議会の立上げ

地域スポーツミーティング

3 パラスポーツ推進における具体的な目標【協議会 協議事項】

協議会で議論していただきます

2 重点項目【協議会 協議事項】

計画期間において特に重点的に注力する項目について記載します。

(3つ程度を想定)

協議会で議論していただきます

各事業についての詳述

イメージ

柱 1

障がい者がスポーツを楽しめる場や機会を充実させる

施策 No.	1－1		
取組項目			
取組目的			
取組みの概要			
活動指標	事業参加者数		
	現状値	△△人	R8 目標値 〇〇人

第4章 資料編

1 関連する国等の動向

(1) スポーツ基本法の制定（平成23年）

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」で始まる我が国のスポーツの推進のための基本的な法律として平成23年に制定されました。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを示し、基本理念の中で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記するなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 第3期スポーツ基本計画（令和4年）

令和4年に、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

同計画では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「スポーツをつくる／はぐくむ」「あつまり、スポーツをともにいき、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要になると考え、特に重点的に取り組むべき施策として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進」を掲げています。

(3) 東京都スポーツ推進総合計画（平成30年）

東京都は「東京都スポーツ推進計画（平成25年3月策定）」及び「東京都障害者スポーツ振興計画（平成24年3月策定）」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための計画として、平成30年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。同計画は「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、都民の誰もが、スポーツを心から楽しんでいることを基本とし、スポーツが諸課題の解決にも大きく貢献している「スポーツ都市東京」の実現を目指すこととしています。その実現のため、スポーツを通じた「健康長寿の達成」「共生社会の実現」「地域・経済の活性化」を具体的な政策目標として掲げ、達成に向けて取り組んでいます。

(4) 国際スポーツ大会の東京開催（令和7年）

令和7年（2025年）に「東京2025世界陸上競技選手権大会」、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が決定しました。

世界陸上競技大会は陸上競技におけるオリンピックに並ぶ世界最高峰の大会で、東京が開催地に認定されるのは34年ぶり、日本開催は通算3回目になります。国立競技場をメインに49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）が実施される予定で、みるスポーツとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承することが期待されています。

デフリンピックは、ろう者（英語でデフ「耳が聞こえない」という意味）による国際スポーツ大会で、日本で初めて開催され、足立区では東京武道館にて柔道、空手の2種目が開催されます。大会ビジョンとして「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会と繋ぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現」を掲げています。この大会を契機に、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しめる共生社会への貢献が期待されています。

2 区のスポーツ施設

3 アクションプラン策定の経緯

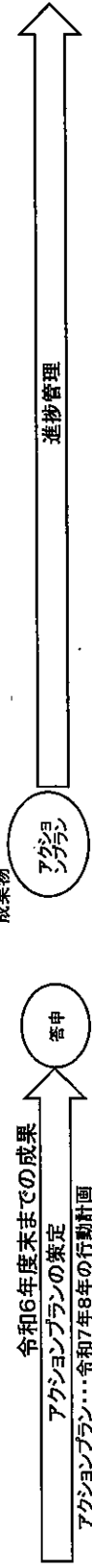
4 アクションプラン策定に向けての調査事項

5 用語解説

全体スケジュール(案)

資料 5

	令和5年(2023)年度				令和6(2024)年度												令和7(2025)年度												令和8(2026)年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
パラスポーツ 推進協議会				①		②		③		④		⑤							⑥		⑦				⑧			⑨			⑩			⑪			⑫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
アクション プラン				諮問		協議会にて内容検討										査申			策定 パブリックコメント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他								パリン・パリンピック																		デフリンピック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</



資料 5

○足立区パラスポーツ推進協議会条例

令和 5 年10月23日条例第63号

足立区パラスポーツ推進協議会条例を公布する。

足立区パラスポーツ推進協議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区におけるパラスポーツの推進について審議又は調査をするため、足立区パラスポーツ推進協議会を設置し、スポーツを通じた共生社会を実現することを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、区長の附属機関として、足立区パラスポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議又は調査をし、答申する。

- (1) パラスポーツアクションプラン（パラスポーツの推進に係る行動計画をいう。次号において同じ。）の策定に関すること。
- (2) パラスポーツアクションプランに係る事業の実践及び進捗管理に必要な事項に関すること。
- (3) その他パラスポーツに関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員30名以内をもって組織する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

5 協議会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第8条 協議会は、審議又は調査を効率的にするために必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員又は委員であつた者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○足立区パラスポーツ推進協議会条例施行規則

令和 5 年11月 1 日規則第88号

足立区パラスポーツ推進協議会条例施行規則を公布する。

足立区パラスポーツ推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区パラスポーツ推進協議会条例（令和 5 年足立区条例第63号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、足立区パラスポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 4 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 5 名以内
- (2) 関係団体の構成員 21 名以内
- (3) 区職員 4 名以内

(職務代理)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長は、あらかじめ職務を代理する者の順位を定めるものとする。

(部会)

第 4 条 条例第 8 条の規定に基づき部会を設置する場合は、会長が協議会の委員のうちから部会の委員（以下「部会員」という。）及び部会長を指名する。

- 2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が部会長の職務を代理する。
- 4 部会は、過半数の部会員の出席がなければ開くことができない。
- 5 部会は、公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(会議録)

第 5 条 会長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、地域のちから推進部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。